

請負工事成績評定実施要領

(目的)

第1 この要領は、滋賀県が所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、当初請負金額250万円以上の請負工事について行うものとする。

(成績評定の時期)

第3 成績評定の時期は、検査職員にあっては検査のつど、総括監督員、主任監督員および監督員にあっては工事の完了検査及び一部完成検査の時とする。

(評定者)

第4 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、滋賀県財務規則243条に定める検査職員並びに滋賀県財務規則242条、滋賀県建設工事監督要領 第4条、第6条に定める総括監督員、主任監督員および監督員とする。

(成績評定の方法)

第5 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は工事の完了検査、一部完成検査又は中間検査のとき、それぞれ行うものとする。なお、完了検査の評定にあたっては、一部完成検査又は中間検査で行った評定を勘案した総合評定で行うものとする。
- 4 工事成績の採点は、**別記様式第1「工事成績採点表」**により行うものとする。
- 5 評定結果は**別記様式第3「工事成績評定表」**に記録するものとする。
- 6 評定にあたっては、**別紙-4**の「記入方法および留意事項」および**別紙-5**「施工プロセスのチェックリスト（案）」を考慮するものとする。また、工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者が当該工事における実施状況を**別添様式1**および**別添様式2**により提出出来るものとし、提出のあった場合はこれも考慮するものとする。

(成績評定結果の報告)

第6 成績評定結果の報告は、工事の完了のときに行うものとし、評定者は、成績評定を行ったときは、遅滞なく本庁執行工事については工事所管課長等に、事務所等専決工事については事務所長等（以下「課長等」という。）に報告するものとする。

2 各機関の長は、工事の検査が完了次第、速やかに評定表を「公共工事総合システム」により監理課長あて報告するものとする。また、「公共工事総合システム」が導入されていない部署については、毎月分の評定表を翌月15日までにまとめ、主務課経由で監理課長あて提出すること。

(評定の修正)

第7 課長等は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

付則

- 1 この要領は、平成11年7月1日から適用する。
- 2 請負工事成績評定実施要領（昭和56年3月27日制定）と請負工事「工事成績評定」実施要領の運用については廃止する。
- 3 なお、当分の間、第7、第8、第9の評定点を通知する対象の工事は、（表－1）の本庁検査対象工事とする。

また、通知は、平成11年10月1日以降に検査（完了検査）を完了した工事から実施する。

（表－1）通知対象工事

工事区分	通知対象工事（当初設計金額）	通知実施日
一般土木 土地改良 森林土木	35,000千円以上の工事	平成11年10月1日以降 に検査（完了検査）を完了 した工事
建築	45,000千円以上の工事	同上
設備	30,000千円以上の工事	同上

- 4 この要領は、平成15年4月1日以降に発注する工事および既に発注している工事で平成15年10月1日以降に完成する工事について適用する。
- 5 なお、当分の間、第7、第8、第9の評定点を通知する対象の工事は、（表－1）の本庁検査対象工事とする。

（表－1）通知対象工事

工事区分	通知対象工事（当初設計金額）	通知実施日
一般土木 土地改良 森林土木	30,000千円以上の工事	平成15年4月1日以降 に検査（完了検査）を完了 した工事
建築	45,000千円以上の工事	同上
設備	30,000千円以上の工事	同上

- 6 この要領は、平成17年4月1日から適用する。
- 7 付則5は、廃止する。
- 8 この要領は、平成19年4月1日から適用する。
- 9 なお、第2の請負工事に土木施設維持管理業務を含む。ただし、契約担当者が必要でないと認めたものについては、評定を省略できる。
- 10 なお、当分の間、第10の再説明請求を求めることができる対象工事から土木施設維持管理業務を除く。
- 11 なお、災害の応急措置などにおいて、種々の制約から標準的な管理が困難であり、契約担当者が必要ないと認めた場合は、評定を省略できる。
- 12 この要領は、平成21年4月1日から適用する。
- 13 この要領は、平成27年4月1日から適用する。

別添様式 1－1（当初請負金額 500 万円以上）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		請負者名
項目	評価内容	実施内容
□创意工夫 自ら立案実施した创意工夫や技術力	□施工	<ul style="list-style-type: none"> ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・I C T（情報通信技術）の活用 等
	□新技術活用	N E T I S 登録技術
	□品質	<ul style="list-style-type: none"> ・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等
	□安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力等

1. 該当する評価内容の項目の□にレマークを記入する

2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する

別添様式2－1（当初請負金額500万円以上）

創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工事名			/
項目		評価内容	
実施内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする

別添様式 1－2（当初請負金額 500万円未満）

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	請負人名	
項目	評価内容	備考
□高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な技術力	□施工規模	
	□構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	□技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用
	□自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等
	□周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理
	□現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応
	□その他	
□創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	□準備・後片づけ	
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	□品質関係	
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の拝領 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	□施工管理関係	
	□その他	
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施、グリーン購入の取組

1. 該当する項目の□にレマーク記入
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理

別添様式2－2（当初請負金額500万円未満）

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工事名			/
項目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。